

行 動 計 画

次世代育成支援推進法

職員の職業生活と家庭生活の両立支援をサポートし、職員全員が働きやすい環境をすることによって、全ての職員がその能力を十分発揮できるようにするために、以下のような行動計画を策定する。

- (1) 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間
- (2) 内容
 - 《目標1》 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備を行い、所定労働時間の削減のための措置を実施する。
 - 《具体策》 令和2年4月
 - ① 医療法・介護保険法の人員基準より1割スタッフをアップを確保し、安定した運営を行う。
 - ② ユニホームに着替えるスタッフは、更衣室までの時間も考慮し退勤5分前を推進する。
 - ③ 毎年度、各事業所・部署ごとに時間外実数を、全職員に公表する。